

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月7日
【四半期会計期間】	第100期第2四半期(自平成23年7月1日至平成23年9月30日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第99期 第2四半期 連結累計期間	第100期 第2四半期 連結累計期間	第99期
会計期間		自平成22年4月1日 至平成22年9月30日	自平成23年4月1日 至平成23年9月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高	(百万円)	412,283	331,021	768,914
営業利益	(百万円)	67,191	50,448	113,117
経常利益	(百万円)	62,167	47,347	105,205
四半期(当期)純利益	(百万円)	39,949	33,326	67,394
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	5,655	6,220	31,217
純資産額	(百万円)	404,633	393,851	410,370
総資産額	(百万円)	1,064,236	943,208	1,046,291
1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	140.21	116.95	236.52
潜在株式調整後 1株当たり四半期(当期)純利益	(円)	140.20	116.94	236.51
自己資本比率	(%)	37.5	41.1	38.6
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	84,631	36,374	123,157
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	26,870	12,030	58,754
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	43,459	63,431	68,000
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	119,607	81,224	102,800

回次		第99期 第2四半期 連結会計期間	第100期 第2四半期 連結会計期間
会計期間		自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	自平成23年7月1日 至平成23年9月30日
1株当たり四半期純利益	(円)	74.26	69.56

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3 第99期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

4 第100期第1四半期連結会計期間より、潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益の算定にあたり「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い第99期第2四半期連結累計期間および第99期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

なお、第1四半期連結会計期間より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第4 経理の状況、1 四半期連結財務諸表、[注記事項]、(セグメント情報等)」に記載しております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の異なる変動等または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次のとおりであります。

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	S F Jファルマ社	平成23年 9月1日	抗がん剤「E7080」の甲状腺がんに係る第相試験に関する共同開発	契約締結日より開発が終了する日	販売承認を取得した場合、知的財産権を購入

(注) S F Jファルマ社はS F Jファーマシューティカルズ社(米国)の英領ケイマン諸島にある子会社であります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高3,310億21百万円(前年同四半期連結累計期間比19.7%減)、営業利益504億48百万円(同24.9%減)、経常利益473億47百万円(同23.8%減)、四半期純利益333億26百万円(同16.6%減)となりました。

売上高については、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」が米国における物質特許満了により813億54百万円(前年同四半期連結累計期間比52.7%減)、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)が632億77百万円(同10.0%減)となりました。一方、中期戦略計画「はやぶさ」で掲げたがん関連領域製品へのトランスフォーメーションは、新たに発売した新規抗がん剤「ハラヴェン」の貢献により着実に進行し、がん関連領域製品の売上高は463億4百万円(同17.2%増)、売上高構成比は14.0%(前年同四半期連結累計期間は9.6%)に拡大いたしました。

利益については、米国における「アリセプト」物質特許満了後の米国ファイザー社に対する提携費用減少等により販売費及び一般管理費が大きく減少したものの、売上高の減少に伴う売上総利益の減少により、営業利益、経常利益および四半期純利益は減益となりました。一方、中期戦略計画「はやぶさ」でめざす効率的なオペレーション体制へのトランスフォーメーションが着実に進行し、営業利益率においては、前連結会計年度の14.7%から0.5ポイント改善し15.2%となりました。

これにより、1株当たり四半期純利益は116円95銭(前年同四半期連結累計期間より23円26銭減)となりました。四半期純利益に少数株主損益およびその他の包括利益を加減した四半期包括利益は62億20百万円となりました。

[キャッシュ・インカム]

当社グループは、キャッシュ創出力を表す経営指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。

当四半期純利益は333億26百万円、有形・無形固定資産の減価償却費は207億33百万円、のれん償却額は36億10百万円となりました。

その結果、当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・インカムは576億71百万円(前年同四半期連結累計期間比13.6%減)となり、1株当たりキャッシュ・インカムは202円38銭(前年同四半期連結累計期間より31円87銭減)となりました。

*キャッシュ・インカムの算式

当期純損益 + 有形・無形固定資産減価償却費 + インプロセス研究開発費 + のれん償却額 + 減損損失(投資有価証券評価損含む)

*1株当たりキャッシュ・インカムの算式

キャッシュ・インカム ÷ 期中平均株式数(自己株式控除後)

〔セグメントの状況〕

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものであります)

当社および連結子会社(以下、当連結グループという)のセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。医薬品事業では、主に医療用医薬品の製造・販売を行っております。

当連結グループは、従来、医薬品事業を日本、米国、欧州、アジア(中国含む)、ニューマーケット(インド・中東等)の5リージョン体制としておりましたが、第1四半期連結会計期間よりイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョンに変更いたしました。これに伴い報告セグメントの区分方法を変更し、日本医薬品事業および従来アジア医薬品事業に含めていた中国、韓国、台湾、香港をイースト・アジア医薬品事業に、中国、韓国、台湾、香港を除くアジア医薬品事業およびニューマーケット医薬品事業をニューマーケット・アセアン医薬品事業に区分しております。以下、この区分方法の変更は、前年同四半期連結累計期間のセグメント情報に反映しております。

なお、その他事業は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料・製薬用機械などに係る事業を含んでおります。

< イースト・アジア医薬品事業 >

売上高は1,996億18百万円(前年同四半期連結累計期間比7.7%増)、セグメント利益は841億43百万円(同11.4%増)となりました。うち、日本医薬品事業の売上高は1,856億4百万円(同8.6%増)、セグメント利益は809億26百万円(同11.9%増)であります。また、イースト・アジア医薬品事業の売上高構成比は、前年同四半期連結累計期間を15.4ポイント上回る60.3%(前年同四半期連結累計期間は44.9%)となり、中期戦略計画「はやぶさ」で掲げる売上高構成のトランスフォーメーションが着実に進行しております。

「アリセプト」の売上高は603億94百万円(同12.7%増)、「パリエット」の売上高は310億65百万円(同2.2%減)となりました。うち、日本医薬品事業の「アリセプト」の売上高は575億52百万円(同13.1%増)、「パリエット」の売上高は296億63百万円(同0.7%減)、「ハラヴェン」の売上高は5億89百万円であります。

< 米国医薬品事業 >

売上高は819億90百万円(前年同四半期連結累計期間比54.9%減、現地通貨ベースでは49.7%減)、セグメント利益は183億2百万円(同68.0%減、現地通貨ベースでは64.4%減)となりました。

「アリセプト」の売上高は73億35百万円(同93.1%減、現地通貨ベースでは92.3%減)、「アシフェックス」の売上高は285億36百万円(同16.1%減、現地通貨ベースでは6.5%減)、「ハラヴェン」の売上高は51億6百万円であります。

「アリセプト」の売上高のうち、中等度・高度アルツハイマー型認知症に対する高用量製剤「アリセプト錠23mg」の売上高は18億73百万円、A G (Authorized Generic: 先発メーカーの許可を得て発売されるジェネリック医薬品)関連の売上高は27億66百万円であります。

< 欧州医薬品事業 >

売上高は238億43百万円(前年同四半期連結累計期間比8.0%増)、セグメント利益は38億67百万円(同38.5%増)となりました。

「アリセプト」の売上高は126億94百万円(同9.4%増)、「パリエット」の売上高は27億21百万円(同26.0%減)、「ハラヴェン」の売上高は5億20百万円であります。

< ニューマーケット・アセアン医薬品事業 >

売上高は36億81百万円(前年同四半期連結累計期間比5.5%増)、セグメント利益は5億44百万円(同12.6%減)となりました。

「アリセプト」の売上高は9億30百万円(同11.7%増)、「パリエット」の売上高は9億53百万円(同7.2%増)、「ハラヴェン」の売上高は17百万円であります。

カナダでてんかん治療剤「バンゼル」およびインプラント型脳腫瘍治療剤「グリアデル・ウェハー」の新発売、ブラジルおよびメキシコで医薬品販売会社の設立等、ニューマーケットにおけるビジネス基盤の拡大を図りました。

< その他事業 >

売上高は218億86百万円(前年同四半期連結累計期間比10.9%増)、セグメント利益は105億0百万円(同15.6%増)となりました。

[資産等の状況]

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は、9,432億8百万円(前連結会計年度末より1,030億83百万円減)となりました。主な内容は平成20年に発行した第5回無担保社債400億円の満期償還による現金支出、有価証券・投資有価証券の減少および為替変動による海外連結子会社資産の円換算額の減少等によるものであります。

負債合計は5,493億56百万円(同865億64百万円減)となりました。主な内容は社債の満期償還、法人税の支払い等によるものであります。

純資産合計は3,938億51百万円(同165億19百万円減)となりました。主な内容は為替変動による海外連結子会社純資産額の減少、配当金の支払い等によるものであります。自己資本比率は41.1%(同2.5ポイント増)となりました。

なお、当連結グループは経営資源の最適化を考慮し、グループ全体での投資等の意思決定を行っているため、資産および負債等についてはセグメントに配分しておりません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、363億74百万円(前年同四半期連結累計期間より482億56百万円減)となりました。税金等調整前四半期純利益は496億69百万円、減価償却費は207億33百万円、法人税等の支払額は247億1百万円であります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、120億30百万円の収入(前年同四半期連結累計期間は268億70百万円の支出)となりました。有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入は、181億73百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、634億31百万円の支出(前年同四半期連結累計期間より199億72百万円増)となりました。社債の償還による支出は400億円、配当金の支払額は227億96百万円であります。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、812億24百万円(前連結会計年度末より215億76百万円減)となりました。

(3) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について、前事業年度の有価証券報告書提出日からの重要な変更はありません。

なお、当社の株式会社の支配に関する基本方針は、次のとおりであります。

<基本方針の内容等>

当社における「株式会社の支配に関する基本方針の内容」、「基本方針の実現に資する特別な取組み」および「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」は、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」（以下、本対応方針）に記載しております。また、「当社の取組みが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないことおよび当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについての当社の取締役会の判断およびその判断の理由」についても本対応方針に記載しております。

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成23年度は、6月21日に開催された第99回定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長：矢吹公敏)を開催し、本対応方針が以下の仕組みを有しており、新しい中期戦略計画の開始に伴い一部記載事項の追加や文言の変更等を行うものの、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案する旨、決議いたしました。

経営陣の恣意性が排除されている。

本対応方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。

取締役選任議案をもって、本対応方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成23年8月2日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針] (平成18年2月28日公表、平成23年8月2日改正)

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならない。また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることとなります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様にも事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等⁽¹⁾について、保有者⁽²⁾の株券等保有割合⁽³⁾が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等⁽⁴⁾について、公開買付け⁽⁵⁾に係る株券等⁽⁶⁾の株券等所有割合⁽⁷⁾及びその特別関係者⁽⁸⁾の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け

(1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2.に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3.3)(1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役社長に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役社長からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3.3)(3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役社長が提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役社長の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役社長が提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2.に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3 . 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3 . 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。

- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4 . 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等をすることはありません。

但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。

- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要な範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3 . 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等をするものではありません。

5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2 . の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実(その期間と理由を含む)
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役会に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1.の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3.の例示を含みます。)、及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4.の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5.の例示を含みます。)、買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2.及び6.の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2016年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

- (1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(同法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)及びその者の特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。)の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、その共同保有者(同法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)(上記(i)に定めるとき)、その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、上記ないし記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、上記の ないし 記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記 ないし を総称して「特定大量保有者等」といいます。))は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。)

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6.7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなくなります。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することとなります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3.3)(1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

(別紙1)

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役社長が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役社長が提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。)の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでにに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

(4) 研究開発活動

[開発品の状況]

抗がん剤「ハラヴェン」(「E7389」、微小管ダイナミクス阻害剤)に関しては、乳がんに係る効能・効果で、米国、シンガポール、欧州(EU)、日本、スイスなどで順次承認を取得し、平成23年10月現在で承認取得国は34カ国となりました。また、新たに8月にはオーストラリア、9月には韓国、10月にはタイ、マレーシア、香港で承認申請をいたしました。米国で進行中であった肉腫を対象としたフェーズ試験は、国際共同治験として取り組むこととなり、日本においてもフェーズ試験を開始しました。また、新たに非小細胞肺癌を対象としたフェーズ試験を開始し、国際共同治験として取り組むこととなりました。あわせて、乳がん化学療法のセカンドラインをめざしたフェーズ試験(欧米)等も進めております。

AMPA受容体拮抗剤「E2007」(一般名：ペランパネル)に関しては、平成23年6月に欧州で、部分てんかんの併用療法に係る適応で、承認申請が受理されました。米国においては、平成23年5月に承認申請を米国食品医薬品局(FDA)へ提出していましたが、予備審査の結果、一部データのフォーマット変更等を求められ、再提出に向けて準備中であります。また、全般てんかんの併用療法については、欧米に続き日本でもフェーズ試験が開始され、国際共同治験として取り組んでおります。

平成23年5月、日本で、カルシウム拮抗性不整脈治療剤「ワソラン錠40mg」および「ワソラン静注5mg」について、上室性の頻脈性不整脈に関する小児適応追加の承認を取得いたしました。

平成23年6月、カナダで、てんかん治療剤「バンゼル」について、4歳以上の小児および成人におけるレノックス・ガストー症候群に伴うてんかん発作の併用療法に関する適応で承認を取得いたしました。

平成23年7月、日本で、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」について、若年性特発性関節炎に関する効能・効果追加の承認を取得いたしました。また、あわせて、体重の少ない患者様向けの新製剤「ヒュミラ皮下注20mgシリンジ0.4mL」も製造販売承認を取得いたしました。

平成23年7月、日本で、経口抗凝固剤「ワーファリン」について、新剤形である顆粒剤の剤形追加の承認を取得し、平成23年10月、顆粒剤の小児における用法・用量追加の承認を取得しました。

平成23年7月、米国で、DNAメチル化阻害剤「Dacogen」について、急性骨髄性白血病の適応追加の承認申請が受理されました。また、米国で、急性骨髄性白血病における小児適応追加のフェーズ試験が進行中でありま

す。

平成23年7月、欧州で、てんかん治療剤「ゾネグラン」について、部分てんかんの単剤療法に関する適応追加の承認申請が受理されました。

平成23年8月、日本で、抗リウマチ薬「T-614」について、関節リウマチに係る適応で承認申請をいたしました。

平成23年9月、欧米で、プロトンポンプ阻害剤「パリエット/アシフェックス エクステンドリリース50mg製剤」について、開発を終結することを決定し、申請を取り下げました。

平成23年9月、日本で、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」について、関節リウマチにおける関節の構造的損傷の防止に関する効能・効果追加の承認申請をいたしました。

抗がん剤「E7080」(VEGF受容体チロシンキナーゼ阻害剤/マルチキナーゼ阻害剤)について、米国に続き、日本でも甲状腺がんを対象としたフェーズ試験を開始し、国際共同試験として取り組んでおります。あわせて、子宮内膜がん(欧米)およびメラノーマ(欧米)、グリオーマ(米国)を対象としたフェーズ試験も進めております。

抗がん剤「MORAb-003」(一般名:farletuzumab、モノクローナル抗体)について、プラチナ製剤感受性卵巣がんを対象としたフェーズ試験が、国際共同試験として進行中であり、また、欧米で、プラチナ製剤耐性卵巣がんを対象としたフェーズ試験が開始され、進行中であり、あわせて、米国で非小細胞肺癌を対象に葉酸受容体アルファの発現をバイオマーカーとしたフェーズ試験も進めております。

抗がん剤「ONTAK」について、米国で、末梢性T細胞リンパ腫を対象としたフェーズ試験を開始いたしました。患者様価値向上に向けた改良型新製剤の開発を優先するため、当該試験を一旦中止いたしました。

プロトンポンプ阻害剤「パリエット」について、日本で、低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制を対象としたフェーズ試験を開始いたしました。

抗がん剤「MORAb-004」(モノクローナル抗体)について、米国でメラノーマを対象としたフェーズ試験が開始され、進行中であり、

ホスホジエステラーゼ4阻害剤「E6005」について、日本でアトピー性皮膚炎を対象としたフェーズ試験を開始いたしました。

当第2四半期連結累計期間における研究開発費総額は、629億22百万円(前年同四半期連結累計期間比14.8%減)、売上高比率19.0%(前年同四半期連結累計期間より1.1ポイント増)であります。

なお、当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

(5) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、当連結グループの医薬品事業の従業員数は、主に海外連結子会社の構造改革の影響により、前連結会計年度末から664名減少し10,096名となりました。

なお、当連結グループ全体では、前連結会計年度末から608名減少し10,952名となりました。

(6) 生産、受注及び販売の実績

当第2四半期連結累計期間において、米国医薬品事業の生産および販売実績が著しく減少いたしました。これは、主に「アリセプト」の物質特許満了に伴う売上高の減少等の影響であります。

(7) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動および前連結会計年度末に計画しておりました設備の新設等について著しい変動はありません。

(8) 経営成績の分析(本項に記載した金額は、四捨五入で表示しております)

売上高、売上原価および売上総利益

(売上原価には返品調整引当金繰入額および戻入額を含めております)

当第2四半期連結累計期間の連結売上高は3,310億円であり、前年同四半期連結累計期間より813億円、19.7%減少いたしました。「アリセプト」および「パリエット/アシフェックス」の合計売上高の連結売上高に対する構成比は43.7%であり、前年同四半期連結累計期間より15.1ポイント減少いたしました。一方、がん関連領域製品の売上高は463億円(前年同四半期連結累計期間比17.2%増)となり、連結売上高に対する構成比は14.0%(前年同四半期連結累計期間は9.6%)となりました。セグメント別売上高の連結売上高に対する構成比は、イースト・アジア医薬品事業が60.3%と前年同四半期連結累計期間より15.4ポイント増加した一方、米国医薬品事業は24.8%と前年同四半期連結累計期間より19.3ポイント減少いたしました。

当第2四半期連結累計期間の売上原価は857億円であり、前年同四半期連結累計期間より16億円増加し、売上原価率では5.5ポイント上昇いたしました。

その結果、当第2四半期連結累計期間の売上総利益は2,453億円となり、前年同四半期連結累計期間より828億円、25.2%減少いたしました。

販売費及び一般管理費

当第2四半期連結累計期間の研究開発費を除く販売費及び一般管理費は1,320億円であり、前年同四半期連結累計期間より552億円、29.5%減少いたしました。その主な要因は、米国における「アリセプト」物質特許満了後の米国ファイザー社に対する提携費用減少等によるものであります。当第2四半期連結累計期間の研究開発費は629億円であり、前年同四半期連結累計期間より109億円、14.8%減少いたしました。

営業利益

米国における売上高の減少が大きく影響したことにより、当第2四半期連結累計期間の営業利益は504億円となり、前年同四半期連結累計期間より167億円、24.9%減少いたしました。

営業外損益および特別損益

当第2四半期連結累計期間の営業外損益は31億円の費用(純額)であり、前年同四半期連結累計期間より費用(純額)が19億円減少いたしました。その主な要因は、為替差損の減少であります。また、特別損益は23億円の利益(純額)となり前年同四半期連結累計期間より利益(純額)が38億円増加いたしました。その主な要因は、退職給付信託設定益の影響等であります。

四半期純利益

当第2四半期連結累計期間の四半期純利益は333億円であり、前年同四半期連結累計期間より66億円、16.6%減少いたしました。1株当たり四半期純利益は116円95銭となり、前年同四半期連結累計期間より23円26銭減少いたしました。

包括利益

四半期純利益に少数株主損益およびその他の包括利益を加減した四半期包括利益は62億円であり、前年同四半期連結累計期間より6億円増加いたしました。その主な要因は、為替換算調整勘定の変動であります。

(9) 資金の流動性および資本の財源についての分析(本項に記載した金額は、四捨五入で表示しております)

資金の流動性

当第2四半期連結累計期間の営業活動から得たキャッシュ・フローは、364億円(前年同四半期連結累計期間より483億円減)となりました。税金等調整前四半期純利益は497億円、減価償却費は207億円、法人税等の支払額は247億円であります。前年同四半期連結累計期間差の主な要因は、税金等調整前四半期純利益の減少および法人税等の支払額の増加によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、120億円の収入(前年同四半期連結累計期間は269億円の支出)となりました。前年同四半期連結累計期間差の主な要因は、前年同四半期連結累計期間が3カ月超預金の純増加額194億円等により支出となる一方、当第2四半期連結累計期間が有価証券及び投資有価証券の売却及び償還182億円等により収入となったことによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、634億円の支出(前年同四半期連結累計期間より200億円増)となりました。前年同四半期連結累計期間差の主な要因は、社債の償還による支出400億円によるものであります。

以上の結果、当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、812億円(前連結会計年度末より216億円減)となりました。

当社グループは、キャッシュ創出力を表す経営指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。

当第2四半期連結累計期間のキャッシュ・インカムは577億円(前年同四半期連結累計期間比13.6%減)となり、1株当たりキャッシュ・インカムは202円38銭(前年同四半期連結累計期間より31円87銭減)となりました。

当社グループでは、積極的な事業活動の推進と有利子負債の返済に十分な資金を確保した上で、株主の皆様への安定的および継続的な配当を実施していく方針であります。

資本の財源

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物は、資産合計の8.6%を占める812億円であります。当社グループは、主に手許の現金及び現金同等物と営業活動から得た資金により、設備投資および研究開発活動を行っております。

一方、社債は800億円(1年内償還予定の社債償還により前連結会計年度末より400億円減)、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は2,560億円(為替変動による円換算額の減少により前連結会計年度末より39億円減)となりました。

当第2四半期連結会計期間末における社債および長期借入金の利率は1.23%~3.97%であります。また、借入債務の通貨別の比率は約82%が円建て、約18%が米ドル建てとなっております。当第2四半期連結会計期間末現在における自己資本比率は41.1%となりました。

当社グループの財務戦略は、現水準以上の高い信用格付けを維持するとともに、安定した財務の健全性および柔軟性を確保することを基本としております。

なお、長期借入債務の格付けは、ムーディーズにより「A3」、格付投資情報センターにより「AA-」を取得しております。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月7日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949		

(注) 提出日現在発行数には、平成23年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日(発行年月日)	平成23年6月21日(平成23年7月7日)
新株予約権の数	1,420個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)
新株予約権の目的となる株式の数	142,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)
新株予約権の行使期間	平成25年6月22日～平成33年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(单元未満株主による单元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
 (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日の取締役会において決議されたものであります。

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日(発行年月日)	平成23年6月21日(平成23年7月7日)
新株予約権の数	1,690個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)
新株予約権の目的となる株式の数	169,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)
新株予約権の行使期間	平成25年6月22日～平成33年6月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。

- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
 再編成対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
 組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
- (8) 新株予約権の取得条項
 (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
 該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】
 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成23年7月1日 ~ 平成23年9月30日	-	296,566	-	44,985	-	55,222

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	15,678	5.29
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	15,344	5.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	15,254	5.14
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	10,000	3.37
エーザイ従業員持株会	東京都文京区小石川4-6-10 エーザイ(株)内	7,158	2.41
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 Pitt Street, Sydney, NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3-11-1)	6,873	2.32
ジェービー モルガン チェース バンク 385147 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	5,793	1.95
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,680	1.58
公益財団法人 内藤記念科学振興財団	東京都文京区本郷3-42-6	4,207	1.42
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町1-1-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	3,617	1.22
計	-	88,608	29.88

- (注) 1 自己株式は11,598千株(3.91%)であり、議決権がないため除いております。
 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
 3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
 4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、同グループ4社の共同保有として平成23年5月6日付で提出された大量保有報告書により平成23年4月25日現在で14,855千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における株主名簿で確認することができないため除いております。

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	8,568	2.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,980	1.00
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,359	0.80
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	947	0.32
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内2-7-1	14,855	5.01

また、株式会社みずほコーポレート銀行から、同グループ6社の共同保有として平成22年9月24日付で提出された大量保有報告書により平成22年9月15日現在で15,281千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における株主名簿で確認することができません。

株式会社みずほコーポレート銀行の大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	4,680	1.58
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	3,777	1.27
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	3,617	1.22
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,794	0.61
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田3-5-27	1,067	0.36
新光投信株式会社	東京都中央区日本橋1-17-10	343	0.12
計	-	15,281	5.15

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,598,400	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,481,100	2,844,811	同上
単元未満株式	普通株式 487,449	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	296,566,949	-	-
総株主の議決権	-	2,844,811	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)および50株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式12株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,598,400	-	11,598,400	3.91
計	-	11,598,400	-	11,598,400	3.91

2【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 執行役の状況

退任執行役

役名	職名	氏名	退任年月日
常務執行役	チーフサイエンティフィックオフィサー兼 エイチスリー・バイオメディシン・インク社長	吉松 賢太郎	平成23年9月30日

なお、平成23年10月1日付で次のとおり新任執行役が就任しております。

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)	就任年月日
執行役	チーフ サイエンティ フィックオフィ サー兼 オンコロジー 創薬ユニット プレジデント	大和 隆志	昭和38年 7月13日生	平成3年4月 当社入社 平成20年4月 創薬第二研究所 研究所長 平成21年7月 オンコロジー創薬ユニット プレジデント(現任) 平成23年10月 執行役(現任) 平成23年10月 チーフサイエンティフィック オフィサー(現任)	(注)	-	平成23年 10月1日

(注) 任期は平成23年10月1日から第100期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)および第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	111,356	96,638
受取手形及び売掛金	195,234	191,155
有価証券	70,301	57,168
商品及び製品	38,496	38,701
仕掛品	18,677	18,749
原材料及び貯蔵品	13,633	12,318
繰延税金資産	39,172	38,387
その他	22,576	18,352
貸倒引当金	89	113
流動資産合計	509,359	471,357
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	85,232	81,297
その他(純額)	63,900	58,901
有形固定資産合計	149,132	140,198
無形固定資産		
のれん	128,450	114,765
販売権	83,037	69,315
技術資産	43,687	39,017
その他	13,035	12,182
無形固定資産合計	268,211	235,281
投資その他の資産		
投資有価証券	54,561	34,162
繰延税金資産	57,802	55,710
その他	7,428	6,659
貸倒引当金	204	162
投資その他の資産合計	119,588	96,370
固定資産合計	536,932	471,850
資産合計	1,046,291	943,208

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,004	23,461
1年内返済予定の長期借入金	-	40,000
1年内償還予定の社債	39,999	-
未払金	46,432	39,321
未払費用	58,805	47,349
未払法人税等	24,070	12,654
売上割戻引当金	23,872	15,323
その他の引当金	500	663
その他	9,430	8,550
流動負債合計	225,116	187,325
固定負債		
社債	79,992	79,993
長期借入金	259,890	215,990
繰延税金負債	24,802	21,172
退職給付引当金	29,225	27,887
役員退職慰労引当金	805	569
その他	16,089	16,418
固定負債合計	410,804	362,031
負債合計	635,921	549,356
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金	56,910	56,902
利益剰余金	448,410	458,940
自己株式	39,499	39,465
株主資本合計	510,807	521,363
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	69	1,771
繰延ヘッジ損益	808	1,058
為替換算調整勘定	105,898	130,862
その他の包括利益累計額合計	106,636	133,692
新株予約権	870	930
少数株主持分	5,329	5,249
純資産合計	410,370	393,851
負債純資産合計	1,046,291	943,208

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	412,283	331,021
売上原価	84,134	85,600
売上総利益	328,149	245,420
返品調整引当金繰入額	-	71
返品調整引当金戻入額	19	-
差引売上総利益	328,169	245,348
販売費及び一般管理費	1 260,977	1 194,900
営業利益	67,191	50,448
営業外収益		
受取利息	503	358
受取配当金	525	535
その他	152	204
営業外収益合計	1,181	1,097
営業外費用		
支払利息	3,751	3,536
為替差損	2,313	534
その他	139	127
営業外費用合計	6,205	4,199
経常利益	62,167	47,347
特別利益		
固定資産売却益	28	13
投資有価証券売却益	0	483
退職給付信託設定益	-	1,881
その他	20	2
特別利益合計	49	2,379
特別損失		
固定資産処分損	256	51
減損損失	305	-
投資有価証券評価損	350	-
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	654	-
その他	8	6
特別損失合計	1,576	57
税金等調整前四半期純利益	60,640	49,669
法人税、住民税及び事業税	23,092	14,208
法人税等調整額	2,604	1,924
法人税等合計	20,487	16,133
少数株主損益調整前四半期純利益	40,152	33,536
少数株主利益	202	209
四半期純利益	39,949	33,326

【四半期連結包括利益計算書】
 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	40,152	33,536
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,922	1,853
繰延ヘッジ損益	649	250
為替換算調整勘定	30,925	25,211
その他の包括利益合計	34,497	27,315
四半期包括利益	5,655	6,220
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	5,538	6,271
少数株主に係る四半期包括利益	117	50

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	60,640	49,669
減価償却費	22,097	20,733
のれん償却額	4,043	3,610
その他の損益(は益)	3,633	316
売上債権の増減額(は増加)	7,115	649
たな卸資産の増減額(は増加)	1,555	2,091
仕入債務の増減額(は減少)	2,842	3,225
その他の流動負債の増減額(は減少)	3,619	11,419
売上割戻引当金の増減額(は減少)	4,694	6,962
その他	1,786	7,339
小計	94,685	63,771
利息及び配当金の受取額	965	969
利息の支払額	3,703	3,665
法人税等の支払額	7,316	24,701
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,631	36,374
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,381	5,489
無形固定資産の取得による支出	1,921	2,401
有価証券及び投資有価証券の取得による支出	1,344	3,526
有価証券及び投資有価証券の売却及び償還による収入	1,518	18,173
3カ月超預金の純増減額(は増加)	19,367	4,994
その他	625	280
投資活動によるキャッシュ・フロー	26,870	12,030
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	20,000	-
社債の償還による支出	-	40,000
配当金の支払額	22,795	22,796
その他	664	635
財務活動によるキャッシュ・フロー	43,459	63,431
現金及び現金同等物に係る換算差額	9,822	6,550
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,478	21,576
現金及び現金同等物の期首残高	115,128	102,800
現金及び現金同等物の四半期末残高	119,607	81,224

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
1	連結の範囲の重要な変更 該当事項はありません。
2	持分法適用の範囲の重要な変更 該当事項はありません。

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	
1	「1株当たり当期純利益に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 これに伴い前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。 なお、これによる影響については[注記事項](1株当たり情報)に記載しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)
 該当事項はありません。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)													
1	「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用 第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。												
2	有価証券の保有目的区分の変更 当第2四半期連結会計期間において、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)第83項により、残るすべての満期保有目的の債券1,597百万円について保有目的区分をその他有価証券に変更しております。 この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、有価証券が1百万円増加、投資有価証券が47百万円減少、その他有価証券評価差額金が27百万円減少しております。 なお、当第2四半期連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券は、以下のとおりであります。												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 25%;">売却原価(百万円)</th> <th style="width: 25%;">売却額(百万円)</th> <th style="width: 30%;">売却益(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金銭外信託</td> <td style="text-align: center;">12,000</td> <td style="text-align: center;">12,350</td> <td style="text-align: center;">350</td> </tr> <tr> <td>売却の理由</td> <td colspan="3">長期有利子負債に係る返済用資金を確保するためであります。</td> </tr> </tbody> </table>		売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却益(百万円)	金銭外信託	12,000	12,350	350	売却の理由	長期有利子負債に係る返済用資金を確保するためであります。		
	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却益(百万円)										
金銭外信託	12,000	12,350	350										
売却の理由	長期有利子負債に係る返済用資金を確保するためであります。												

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。
販売諸費 102,086 百万円	販売諸費 52,541 百万円
研究開発費 73,837 百万円	研究開発費 62,922 百万円
給料及び賞与 31,672 百万円	給料及び賞与 28,636 百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年9月30日現在)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年9月30日現在)
現金及び預金勘定 91,241 百万円	現金及び預金勘定 96,638 百万円
有価証券勘定 89,956 百万円	有価証券勘定 57,168 百万円
小計 181,197 百万円	小計 153,807 百万円
預入期間が3カ月を超える 定期預金等 57,025 百万円	預入期間が3カ月を超える 定期預金等 69,657 百万円
取得日から償還日までの期間が 3カ月を超える債券等 4,564 百万円	取得日から償還日までの期間が 3カ月を超える債券等 2,926 百万円
現金及び現金同等物 119,607 百万円	現金及び現金同等物 81,224 百万円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年5月14日 取締役会	普通株式	22,795	80.00	平成22年3月31日	平成22年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	19,945	70.00	平成22年9月30日	平成22年11月17日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年5月13日 取締役会	普通株式	22,796	80.00	平成23年3月31日	平成23年5月24日	利益剰余金

2 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年11月1日 取締役会	普通株式	19,947	70.00	平成23年9月30日	平成23年11月17日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益(又は損失)に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	医薬品事業						
	イースト・ アジア	米国	欧州	ニュー マーケット・ アセアン	計		
外部顧客への売上高	185,268	181,703	22,079	3,489	392,541	19,742	412,283
セグメント利益	75,558	57,229	2,792	622	136,203	9,081	145,285

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料・製薬用機械などに係る事業を含んでおります。

2 報告セグメントの利益(又は損失)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメントの利益計	136,203
「その他」の区分の利益	9,081
研究開発費(注1)	73,837
親会社の本社管理費等(注2)	4,256
四半期連結損益計算書の営業利益	67,191

(注) 1 当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

2 親会社の本社管理費等は、当連結グループ全体の運営に係る費用であるため、セグメントに配分しておりません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益(又は損失)に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	医薬品事業						
	イースト・アジア	米国	欧州	ニューマーケット・アセアン	計		
外部顧客への売上高	199,618	81,990	23,843	3,681	309,134	21,886	331,021
セグメント利益	84,143	18,302	3,867	544	106,857	10,500	117,358

(注) 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料・製薬用機械などに係る事業を含んでおります。

2 報告セグメントの利益(又は損失)の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメントの利益計	106,857
「その他」の区分の利益	10,500
研究開発費(注1)	62,922
親会社の本社管理費等(注2)	3,987
四半期連結損益計算書の営業利益	50,448

(注) 1 当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

2 親会社の本社管理費等は、当連結グループ全体の運営に係る費用であるため、セグメントに配分しておりません。

3 報告セグメントの変更等に関する事項

当連結グループのセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。

当連結グループは、従来、医薬品事業を日本、米国、欧州、アジア(中国含む)、ニューマーケット(インド・中東等)の5リージョン体制としておりましたが、第1四半期連結会計期間よりイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョンに変更いたしました。これに伴い報告セグメントの区分方法を変更し、日本医薬品事業および従来アジア医薬品事業に含めていた中国、韓国、台湾、香港をイースト・アジア医薬品事業に、中国、韓国、台湾、香港を除くアジア医薬品事業およびニューマーケット医薬品事業をニューマーケット・アセアン医薬品事業に区分しております。この区分方法の変更は前第2四半期連結累計期間のセグメント情報に反映しております。

4 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)
 該当事項はありません。

(有価証券関係)
 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)
 該当事項はありません。

(企業結合等関係)
 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	140円21銭	116円95銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	39,949	33,326
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	39,949	33,326
普通株式の期中平均株式数 (千株)	284,936	284,963
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	140円20銭	116円94銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	18	15
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数1,645千株)。 ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 ・平成20年6月20日決議分 ・平成21年6月19日決議分 ・平成22年6月18日決議分	以下の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数1,637千株)。 ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 ・平成20年6月20日決議分 ・平成21年6月19日決議分 ・平成23年6月21日決議分

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これに伴い前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

これらの会計基準等を適用しなかった場合の前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の金額は、140円20銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成23年11月1日開催の当社取締役会において、平成23年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり第100期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)の中間配当を行う旨を決議いたしました。

1 配当財産の種類および帳簿価額の総額	
金銭による剰余金の配当	19,947百万円
2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項	
当社普通株式1株当たり中間配当額	70.00円
3 当該剰余金の配当がその効力を生ずる日	平成23年11月17日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月4日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下江 修行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東川 裕樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成23年7月1日から平成23年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。